

京都市紋章及びロゴタイプ
の使用に関するガイドライン
— 改訂版 —

令和元年7月

-
- 01 目次
 - 02 はじめに
 - 03 基本的事項
 - 04 基本デザイン
 - 05 バリエーション／フルカラー
 - 06 バリエーション／単色
 - 07 バリエーション／背景が暗い色の場合（フルカラー・単色）
 - 08 使用上の注意
 - 13 活用例

京都市を表象するものとして、明治24年10月に京都市き章（現在の略章）が制定されました。その後、京都市が国際文化観光都市として発展し、世界の各都市との文化交流が活発になったことに伴い、昭和35年1月に、簡素であった市き章を廃して略章としたうえで、現在の京都市紋章が制定されました。

京都市紋章は、従来の市き章を御所車で囲み唐草を配し図案化したもので、地域としての京都市、京都市民あるいはその総体を表象するものであり、使用に際しては、尊厳と品位を損なわないよう十分な配慮が求められます。

そうした京都市紋章と一体的に表記する「京都市」の文字についても、本来、京都市紋章に準ずる配慮が必要であり、統一的に表現すべきという考えの下、「京都市」のロゴタイプを平成27年3月に作成しました。このロゴタイプは、伝統的な明朝体と、機能的で現代的なゴシック体の要素を併せ持っており、伝統と革新を併せ持つ京都らしさをそのデザインに込めた書体で、京都市紋章との親和性が高くなるよう、文字の先端部を鋭角にするなどの工夫がされています。

今回、令和元年7月、今の印象はそのままに、他の自治体などと並んだときに、見劣りしない視認性を確保した、新たなロゴタイプを作成しました。

京都市紋章及びロゴタイプは、本市における広報物、会議・プレゼン資料、封筒等のステーションナリー等、様々な場面で使用することを想定しており、市民はもとより全国・世界に情報発信する際に使用することによって、京都市の統一的なイメージ形成がより促進されることが期待されます。

このガイドラインには、京都市紋章及びロゴタイプを一体的に使用する際の基本的なルール等を定めていますので、効果的に活用してください。

本ガイドラインに関する問合せ先
行財政局総務部総務課
電話：222-3045

使用に当たって（京都市使用承認要領第2条第1項）

紋章は地域としての本市，その市民あるいはその総体を表象するものであり，使用に当たっては，尊厳と品位を損なわないよう，取扱いに配慮しなければなりません。

使用承認（同第3条及び第5条）

本市機関においては特別の承認なく使用することができます。

ただし，本市以外の者（民間団体等）が使用する場合は，次のいずれかに該当する場合を除き，京都市紋章等使用承認要領に基づく申請と本市の使用承認が必要です。

- (1) 本市が共催で行う事業において使用する場合
- (2) 京都市後援名義等使用許可基準に基づく，後援または協賛の許可を本市から受けている場合
- (3) 本市と協定を締結した事業者が，当該協定に基づく本市事業において使用する場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか，使用目的等を勘案して，申請が不要であると市長が認める場合

使用制限（同第4条）

紋章の使途が，次のいずれかに該当すると認められるときは，使用を承認しないものとします。

- (1) 申請者それ自体を表象するもの
- (2) 主要な目的が営利目的であるもの（その使用が収益に直接寄与しないと認められる場合を除く。）
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 宗教的目的を有するもの
- (5) その他，使用を承認することが適当でないもの

紋章等データのダウンロード

イントラネットの行財政局総務課のホームページからダウンロードできます。

著作権等

本ガイドラインに記載されている京都市紋章及びロゴタイプに係る一切の権利は，京都市が保有します。



京都市
CITY OF KYOTO

指定色一覧

特色	■ DIC 257C	■ DIC 335C or DIC 620C (刷金)	■ BLACK
4色プロセス	■ C 85/M 95/Y 25/BK 10	■ C25/M40/Y80/BK0	■ BLACK 100
RGB	■ R 70 /G 42/B 97	■ R 203 /G 166/B 93	■ R 0 /G 0/B 0

基本形は日本語と英語を併記しているものです。使用用途や条件などによって、他のバリエーションを任意に選択して使用してください

1, フルカラー

1 A, ヨコ配列 基本形



1 D, タテ配列 基本形



1 G, タテ書き



1 B, ヨコ配列 漢字のみ



1 E, タテ配列 漢字のみ



1 C, ヨコ配列 英字のみ



1 F, タテ配列 英字のみ



基本形は日本語と英語を併記しているものです。使用用途や条件などによって、他のバリエーションを任意に選択して使用してください。

2, 単色(白黒)

2 A, ヨコ配列 基本形



2 D, タテ配列 基本形



2 G, タテ書き



2 B, ヨコ配列 漢字のみ



2 E, タテ配列 漢字のみ



2 C, ヨコ配列 英字のみ



2 F, タテ配列 英字のみ



背景色が暗い場合で視認性が確保されない場合、ロゴタイプ(文字部分)を白色(紙の地色等)で表現できます。単色表現では紋章も白色(紙の地色等)で表現してください。

3, フルカラー(暗色背景用)

3 A, ヨコ配列 基本形



3 D, タテ配列 基本形



3 F, タテ配列 英字のみ



3 B, ヨコ配列 漢字のみ



3 E, タテ配列 漢字のみ



3 G, タテ書き



3 C, ヨコ配列 英字のみ



4, 単色(暗色背景用白)

4 A, ヨコ配列 基本形



4 D, タテ配列 基本形



4 F, タテ配列 英字のみ



4 B, ヨコ配列 漢字のみ



4 E, タテ配列 漢字のみ



4 G, タテ書き

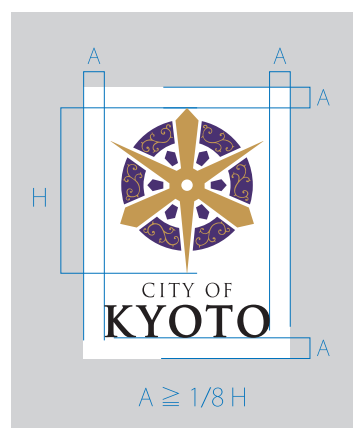
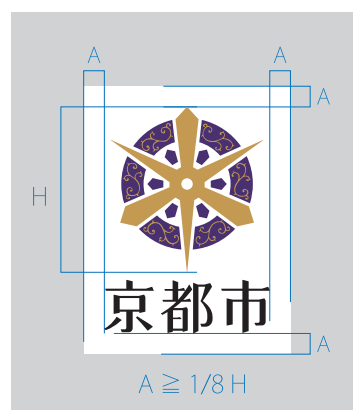
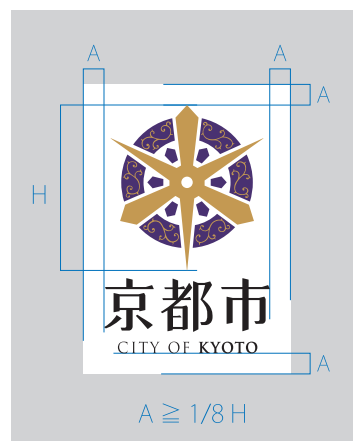


4 C, ヨコ配列 英字のみ

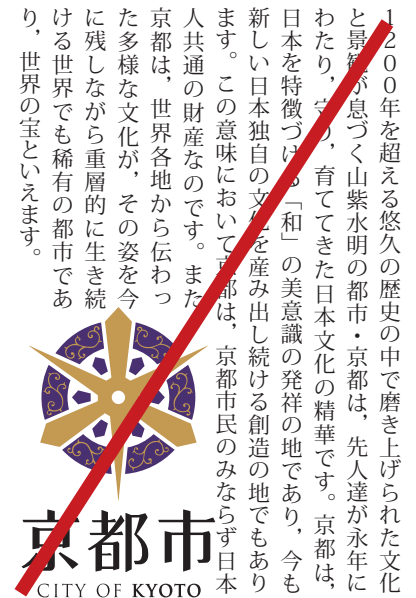
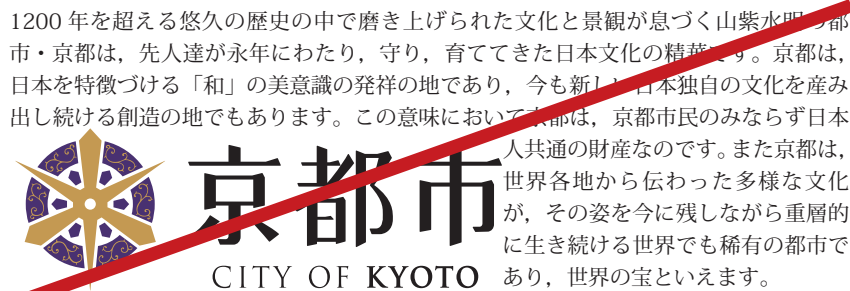


- アイソレーションゾーン(余白)を確保してください。

アイソレーションとは、視認性やデザインの品質を保つために、ロゴタイプ周辺に設定する余白(不可侵領域)のことです。この範囲内に、ロゴタイプ以外の他の要素を表示することは避けてください。



- アイソレーションゾーン(余白)を確保せずに、近接して図形や文字を置かないでください。



- 色を変えないでください。



- 形を変えないでください。



- 書体を変えないでください。



- 視認性を損なう写真やパターンなどは、できるだけ背景にしないでください。



- 視認性の低い表示はできるだけ避けてください。



- 背景色が濃い場合など視認性を損なう場合は白抜きにしてください。



[封筒]

角形 2 号



長形 3 号



[名刺]

紋章 + ロゴタイプ



紋章 + ロゴタイプ + 関連事業画像

